

補助対象経費

種別	補助対象経費	補助金の額
わな猟免許取得	一般社団法人茨城県猟友会による狩猟免許試験予備講習に要する受講料	補助対象経費の100分の100
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第41条の規定による狩猟免許の申請に要する手数料	
第一種銃猟免許取得若しくは第二種銃猟免許取得又は猟銃所持許可取得	一般社団法人茨城県猟友会による狩猟免許試験予備講習に要する受講料	補助対象経費の100分の50以内で3万円を限度とする。
	鳥獣保護管理法第41条の規定による狩猟免許の申請に要する手数料	
	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第5条の3第1項の規定に要する猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習に要する受講料	
	銃刀法第9条の5第1項の規定による教習資格認定申請に要する手数料	
	火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第17条第1項の規定による猟銃用火薬類等譲受許可申請に要する手数料	
	銃刀法第5条の4第1項の規定による猟銃の操作及び射撃に関する技能検定受験に要する手数料	
銃刀法第4条第1項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可申請に要する手数料		